

1 議事要点

- 今回、介護保険施設等の整備承認に関して御審議をお願いする案件は、「介護専用型特定施設入居者生活介護」の 1 件です。
- 本県では、「介護保険施設等の指定に関する取扱要領」を定めて介護保険施設等整備の認可等に関する事務を行っており、資料 1 - 3 に要領の一部を抜粋してあります。
- 要領の第 2 では「愛知県圏域保健医療福祉推進会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う」とされており、今回の審議案件は四号の特定施設にあたります。

2 今回の整備計画の内容説明

- 今回の整備計画は、資料 1 - 2 の 1 のとおり半田市内に新たに建設予定の有料老人ホームにおいて、定員 30 人の「介護専用型特定施設入居者生活介護」を行うものです。

3 指定の流れの概要

- 要領第 4 のとおり、介護保険施設等の指定を受けようとする事業者は、市町村及び福祉相談センターに事前相談を行う必要があります。
- 事前相談を受けて福祉相談センターは、整備内容について整備予定地の市町村に参考意見を求め、圏域の全市町を構成員とするワーキンググループに諮った上で事務局案を作成しますが、半田市の高齢介護課長様からは「8 期期間中に必要な整備として位置付けております」との意見を、また、ワーキンググループの全ての構成員から「事前提出された計画について承認する」との意見をいただいております。
- また、承認にあたっては、今年度から始まりました第 8 期の介護保険事業支援計画の整備量等を踏まえて適否を判断することとなりますが、資料 1 - 2 の 2 の表のとおり、令和 3 年度の当圏域の「介護専用型特定施設入居者生活介護」の既存数の整備量は「0」、令和 4 年度の同整備量は「30」であることから、本件整備計画を承認する場合には、要領第 5 第 1 項第 2 号を適用することとなります。

4 事務局案

- 以上のことを踏まえた事務局案でございますが、今回の案件について「承認」としたいと考えております。